

諮問日：平成30年10月29日（平成30年度（最情）諮問第51号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（最情）答申第82号）

件名：判事等をもって充てる司法行政上の事務を掌る職が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法行政上の職務に関する規則1項に基づき、最高裁判所が指定する、判事又は判事補をもって充てる司法行政上の事務を掌る職が分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年9月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、現時点における判事又は判事補をもって充てると指定されている司法行政上の事務を掌る職が分かる一覽性を有する文書と解されるところ、最高裁判所裁判官会議における個別の裁判官の転補等の議決は、司法行政上の事務を掌る職の指定を含むものであるため、別途、該当する職の指定についての文書は作成していない。また、該当する職を一覽的に記載した文書も、別途作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月18日 審議
- ④ 同年2月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 司法行政上の職務に関する規則1項は、「司法行政に関する事項の審議立案その他司法行政上の事務を掌る職のうち、最高裁判所において指定するものは、判事又は判事補をもってあてる」と定めるところ、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所裁判官会議において個別の裁判官の転補等に係る議決をすることをもって、司法行政上の事務を掌る職に判事又は判事補を充てる運用を行っているため、当該議決とは別に該当する職の指定についての文書や該当する職を一覧的に記載した文書を作成してはいないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人